

消費税等仕入控除税額報告について

1 提出書類（①と②は必須。③は、②の内容によって異なります。）

①第7号様式（消費税等に係る仕入控除税額報告書）

②別紙概要（積算内訳）・・・次の4種類のうちの、該当するもの

- ・消費税等仕入控除税額がない場合
- ・消費税等仕入控除税額がある場合（A）（全額控除等）
- ・消費税等仕入控除税額がある場合（B）（一括比例配分方式）
- ・消費税等仕入控除税額がある場合（C）（個別対応方式）

群馬県ホームページに掲載している
エクセル様式をご利用ください

③添付書類

該当する上記「別紙概要」のそれぞれの「添付書類」欄に記載された書類

（仕入控除税額がない場合は、その理由によっては添付書類なしの場合もあります）

- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）
- ・特定収入がある場合は仕入控除税額計算表（写し）

※これらの添付書類は、対象経費の支出時期を含む期間のものを添付してください。

（例）3月決算の場合は、R6.4.1～R7.3.31の期間のもの

12月決算の場合は、対象経費の支出時期に応じて、R6.1.1～R6.12.31及び

R7.1.1～R7.12.31の期間の2つ）

※1 仕入控除税額（返還額）が0円の場合や、消費税の申告義務がない場合でも、提出してください。

※2 様式は、群馬県ホームページに掲載しているエクセル様式をご利用ください。

<https://www.pref.gunma.jp/page/664866.html>

群馬県感染症医療措置協定締結医療機関施設・設備整備事業

「別紙概要」（積算内訳）は、区分毎にシートが分かれていますので、
下の表を御確認いただき、該当するシートを御利用ください。



（参考）

区 分				返還	エクセル様式 の該当シート
1 免税事業者				なし	「返還なし」
2 納税義務者					
(1) 簡易課税				なし	「返還なし」
(2) 実績 控除	ア 公益法人等（社会医療法人を含む）で特定収入割合が５％超の場合			なし	「返還なし」
	イ ア以外の場合				
	(ア) 課税 売上割合が ９５％未満	A 一括比例配分方式		あり	(B) 一括比例 配分方式
		B 個別対応 方式	a 補助金の対象経費が課税売上に要する課税仕入	あり	(C) 個別対応 方式
			b 補助金の対象経費が非課税売上に要する課税仕入	なし	「返還なし」
			c 補助金の対象経費が課税売上で非課税売上に共通に要する課税仕入	あり	(C) 個別対応 方式
(イ) 課税売上割合が 95％以上			あり	(A) 全額控除	

※報告書類作成にあたっては、次ページの「2 留意記載」を御確認ください。

2 留意事項

- (1) 仕入控除税額（返還額）の計算において、原則として、課税売上割合は端数処理を行わずに計算してください。（ただし、消費税の申告において課税売上割合を端数処理した場合には、その割合を用いてください。）また、算出された返還額は円未満を切り捨ててください。
※消費税確定申告書の課税売上割合の欄に「端数切捨て」と記載されている場合であっても、端数処理せずに計算している場合がありますので御注意ください。詳細は、別紙「確定申告書のチェックポイント」を御確認ください。
- (2) 仕入控除税額（返還額）の計算においては、対象経費の支出時期に応じた消費税確定申告書の課税売上割合を用いてください。
※対象経費の支出時期が、複数の消費税確定申告書にまたがる場合は、消費税確定申告書毎に積算内訳報告書を作成し、それぞれ計算した仕入控除税額を合算して報告してください。
- (3) 仕入控除税額（返還額）がある場合は、報告に基づき、後日、県から納付書（請求書）を送付しますので、金融機関の窓口等で県あてに納付していただきます。

（以上）